

平成17年1月20日発行

第24号

社会福祉法人 水仙福祉会  
〒533-0044 東淀川区小松1丁目14-12  
Tel 06-6328-3786 Fax 06-6328-3833

題字 岡村 重夫



## 卷頭言

## 障害者にも応益負担

## 社会的自立に赤信号

平成16年10月、厚生労働省は今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）を発表した。

これは、平成15年4月に始まつた支援費制度の趣旨を継続させながら、支援費制度によつて生じた大幅な赤字を解消すること等を含む大幅な改革である。このグランドデザイン案において、応益負担の導入については、その意味合いを再考して、国への働きかけを考えていかなければならぬ深刻な問題を含んでいる。

現在、国や地方の財政は700兆円の国債、地方債発行残高を抱え、財政破綻の状況にあるといつてもよい。急激な少子高齢化の中、介護保険、医療保険、年金制度等社会保障の全般的な見直しの一過程として、障害者福祉施策の見

直しが図られていると考えられる。

障害分野への応益負担の導入は、介護保険や医療保険の負担率に比較して障害福祉における自己負担率が低いことを見越しておらず、負担限度額を設けつつも、事業費の10%と食費等の自己負担を導入すること等を含む大幅な改革に実施される。

しかし、障害者の社会的自立を障害施策の第一の目的として考えたとき、応益負担の導入は扶養義務者への依存を一層強めるものとなり、社会的自立という目的を実現不可能なものとしてしまう。

障害者の問題は高齢者や医療の分野と同様には考えられない。本人が、ホームヘルプやガイドヘルプなどの支援な

## 変わらる介護保険

## 予防の視点から見直しへ

平成17年3月で介護保険制度が施行されてから丸5年。同法では5年ごとに見直しが約束されており、現在、検討中。厚生労働省は、「給付の1が全体の5割近くに達して聞く。

る。その一つに、制度全体を「予防重視型システム」へ転換が必要であると謳っている。現状では、要支援、要介護のサービスを受ける、といった形での利用が意外に多いと聞く。

既存サービスを介護予防の視点から見直し、筋力向上トレーニング、転倒骨折予防などの新たなサービスの導入を検討している。また、在宅と施設の利用者負担の不均衡の是正等が課題になつていて

しに地域で暮らしていくことが不可能であるならば、これらの支援は、本来税金によって国が保障すべきものである。これが保障されないのであれば、障害者は親元か施設で暮らしかねない。応益負担の導入はグランドデザイン案の趣旨と矛盾しているのである。